条例公布第４号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例並びに宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原文彰

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例並びに宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正）

第１条　宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（令和元年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第２（第２条関係、市条例第４条関係） 福祉職給料表 （略） 備考　この表は、生活相談員、生活指導員、サービス提供責任者、介護職員、支援員、児童指導員、保育士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。 別表第３（第２条関係、市条例第５条関係） 等級別基準職務表 （１）　行政職給料表　等級別基準職務表 （略） （２）　医療職給料表（２）　等級別基準職務表	別表第２（第２条関係、市条例第４条関係） 福祉職給料表 （略） 備考　この表は、生活相談員、生活指導員、介護職員、支援員、児童指導員、保育士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。 別表第３（第２条関係、市条例第５条関係） 等級別基準職務表 （１）　行政職給料表　等級別基準職務表 （略） （２）　医療職給料表（２）　等級別基準職務表

（略）	（略）
（３）　医療職給料表（３）　等級別基準職務表	（３）　医療職給料表（３）　等級別基準職務表
（略）	（略）
（４）　福祉職給料表　等級別基準職務表	（４）　福祉職給料表　等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う生活相談員、生活指導員、サービス提供責任者、介護職員、支援員、児童指導員、保育士の職務
２級	相当の知識又は経験を必要とする生活相談員、生活指導員、サービス提供責任者、介護職員、支援員、児童指導員、保育士の職務

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う生活相談員、生活指導員、介護職員、支援員、児童指導員、保育士の職務
２級	相当の知識又は経験を必要とする生活相談員、生活指導員、介護職員、支援員、児童指導員、保育士の職務

（宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（併設） 第４条　（略）	（併設） 第４条　（略）

（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）　登録ヘルパー派遣事業所（訪問介護事業施設。光来園に設置）	
（４）　（略）	（３）　（略）
２　（略）	２　（略）
第６条・７条　（略）	第６条・７条　（略）
（議会の同意を要する賠償責任の免除）	（議会の同意を要する賠償責任の免除）
第８条　地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法第 243 条の２の８第８項の規定により介護保険施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円を超えるものであるときとする。	第８条　地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法第 243 条の２の９第８項の規定により介護保険施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円を超えるものであるときとする。
第９条～第 12 条　（略）	第９条～第 12 条　（略）
（入所者及び利用者）	（入所者及び利用者）
第 13 条　（略）	第 13 条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　（略）	３　（略）
４　登録ヘルパー派遣事業所の利用者は、次のとおりとする。	
（１）　老人福祉法第 10 条の４第１項第１号の措置に係る者	
（２）　法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者	
（３）　法第 115 条の 45 第１項第１号イの介護予防・日常生活支援総合事業（以下「第１号訪問事業」という。）に係る者	
（４）　生活保護法の規定による居宅介護（法第８条第２項に規	

定する訪問介護に限る。）又は第１号訪問事業の介護扶助に係る者	
（入所者及び利用者の利用料等の支払） 第 14 条　ホーム、老人短期入所施設、デイサービス施設及び登録ヘルパー派遣事業所の入所者又は利用者は、提供を受けるサービスの区分に応じ、次項から第５項までに掲げる利用料及び次条の規定によるその他の利用料及びその他の費用を支払うものとする。	（入所者及び利用者の利用料等の支払） 第 14 条　ホーム、老人短期入所施設及びデイサービス施設　の入所者又は利用者は、提供を受けるサービスの区分に応じ、次項から第４項までに掲げる利用料及び次条の規定によるその他の利用料及びその他の費用を支払うものとする。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　登録ヘルパー派遣事業所の利用者（第 13 条第４項第１号及び第４号を除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。 （１）　第 13 条第４項第２号に掲げる者　法第 41 条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。） （２）　第 13 条第４項第３号に掲げる者　法第 115 条の 45 の３第２項に基づき、厚生労働省令により宇和島市長が算定した費用の額	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。